

## 旭川市保健所運営協議会における報告事項

担当課 健康推進課

## 【報告事項】

予防接種法施行令等の一部改正に伴う定期の予防接種について

## 【説明要旨】

予防接種法施行令の一部を改正する政令等の公布により、次の定期の予防接種が実施されることとなりました。

## 1 風しんの第5期予防接種について

平成30年7月以降、大都市圏において30代～50代の男性を中心に、風しんの患者数が増加していることを受け、令和4年3月31日までの間に限り、これまで風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日～昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しんの第5期予防接種を実施します。

## (1) 実施方法

集合契約により、全国どこでも実施できる体制となっており、対象者には、共通のクーポン券を送付しています。(本市からは、5月末に発送。)

希望者は、医療機関や職場健診等の機会に、風しん抗体検査を受けていただき抗体価の低い方に対し、麻しん風しん混合ワクチン接種を行います。

## (2) 令和元年度の対象者

昭和47年4月2日～昭和54年4月1日までに生まれた男性。

令和元年度の対象とならない方につきましても、希望によりクーポン券を発行しています。

## (3) 施行期日

平成31年2月1日

## 2 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種について

平成26年10月から定期の予防接種の対象疾患となった高齢者の肺炎球菌感染症につきましては、5年間の経過措置として、平成30年度まで65歳以外の方にも定期の予防接種を実施していました。

この度、令和元年度から令和5年度までの5年間についても、これまで接種を受けていない方への接種機会を引き続き提供するため、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者を定期の予防接種の対象とすることとされ、引き続き経過措置が継続されることとなりました。

令和元年度につきましては、101歳以上の方も対象となります。

## (1) 施行期日

平成31年3月20日